

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【四半期会計期間】	第101期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第100期 第1四半期 連結累計期間	第101期 第1四半期 連結累計期間	第100期
会計期間		自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高	(百万円)	167,292	146,908	647,976
営業利益	(百万円)	22,215	19,145	95,748
経常利益	(百万円)	21,158	17,939	90,036
四半期(当期)純利益	(百万円)	13,505	11,872	58,511
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,739	1,120	55,645
純資産額	(百万円)	392,339	399,505	423,427
総資産額	(百万円)	959,576	977,173	1,004,660
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	47.39	41.66	205.33
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	47.39	41.65	205.31
自己資本比率	(%)	40.2	40.2	41.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	7,807	28,258	90,624
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	28,217	7,207	2,561
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	63,125	20,565	77,977
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	73,878	123,316	112,567

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況、1 四半期連結財務諸表、[注記事項]、(セグメント情報等)」に記載しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異なる変動等または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高	1,469億8百万円 (対前年同四半期連結累計期間	203億84百万円、12.2%減)
営業利益	191億45百万円 (同	30億70百万円、13.8%減)
経常利益	179億39百万円 (同	32億19百万円、15.2%減)
四半期純利益	118億72百万円 (同	16億33百万円、12.1%減)
1株当たり四半期純利益	41円66銭 (同	5円73銭、12.1%減)

売上高については、新規抗がん剤「ハラヴェン」、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」等の新製品群が伸長する一方、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」とプロトンポンプ阻害剤「パリエット」(米国名「アシフェックス」)が市場の競合環境の激化や日本における薬価改定等の影響を受け減少した結果、減収となりました。「アリセプト」の売上高は272億58百万円(同35.1%減)、「パリエット」の売上高は285億26百万円(同14.1%減)であります。がん関連領域製品の売上高は、「ハラヴェン」の貢献により251億96百万円(同5.0%増)となり、連結売上高に対する構成比は17.2%(前年同四半期連結累計期間は14.3%)に拡大いたしました。また、てんかん領域製品の売上高は、37億5百万円(同13.4%増)と二桁成長を果たしました。

売上原価は431億84百万円であり、売上原価率は品目ミックスの変化や日本における薬価改定の影響等により、前年同四半期連結累計期間より3.7ポイント上昇し、29.4%となりました。研究開発費は大型臨床試験の終了等により、283億63百万円(同53億58百万円、15.9%減)となりました。研究開発費を除く販売費及び一般管理費は、日本・欧州における「アリセプト」物質特許満了後のファイザー社に対する提携費用の減少、これまで実施してきた構造改革等による人件費の圧縮および全社での費用効率化等により562億14百万円(同121億38百万円、17.8%減)となりました。営業利益率は13.0%となり、前年同四半期連結累計期間と同水準を維持いたしました。

営業外損益は為替差損益の影響により12億5百万円の費用(純額)(同1億49百万円増)となりました。

特別損益は投資有価証券評価損により2億45百万円の損失(純額)(同2億14百万円増)となりました。

四半期純利益に少数株主損益およびその他の包括利益を加減した四半期包括利益は、為替換算調整勘定の変動により11億20百万円となりました。

[キャッシュ・インカム]

当社グループは、キャッシュ創出力を表す経営指標として、キャッシュ・インカムを使用しております。キャッシュ・インカムは、成長投資、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、企業の成長性・戦略を検証する尺度と考えております。

当四半期純利益は118億72百万円、有形・無形固定資産の減価償却費は102億7百万円、のれん償却額は18億90百万円、減損損失(投資有価証券評価損)は2億82百万円となりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間のキャッシュ・インカムは242億53百万円(前年同四半期連結累計期間比6.3%減)となり、1株当たりキャッシュ・インカムは85円11銭(前年同四半期連結累計期間より5円73銭減)となりました。

*キャッシュ・インカムの算式

当期純損益 + 有形・無形固定資産減価償却費 + インプロセス研究開発費 + のれん償却額 + 減損損失(投資有価証券評価損含む)

*1株当たりキャッシュ・インカムの算式

キャッシュ・インカム ÷ 期中平均株式数(自己株式控除後)

〔セグメントの状況〕

(各セグメントの売上高は外部顧客に対するものであります)

当社および連結子会社(以下、当連結グループという)のセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。医薬品事業では、主に医療用医薬品の製造・販売を行っております。

当連結グループは、従来、医薬品事業をイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョン体制としておりましたが、カナダ、メキシコ、ブラジルをはじめとする新市場に対するマネジメントを各リージョンから直接行うことを目的に、当第1四半期連結会計期間より4リージョンの担当地域を再編いたしました。新たな4リージョン体制は、イースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、アメリカス(北米、中南米)、E M E A (Europe/Middle East/Africa: 欧州、中東、アフリカ)、インド・パシフィック(Indo-Pacific: 南アジア、アセアン、オセアニア)であります。この再編に合わせて報告セグメントの区分方法を変更し、前年同四半期連結累計期間のセグメント情報に反映しております。

なお、その他事業は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料などに係る事業を含んでおります。

< イースト・アジア医薬品事業 >

売上高は934億27百万円(前年同四半期連結累計期間比5.5%減、為替の影響を除いた前年同四半期連結累計期間比は5.3%減)、セグメント利益は381億30百万円(同9.5%減)となりました。そのうち、日本の売上高は854億42百万円(同6.9%減)、セグメント利益は366億88百万円(同9.0%減)となりましたが、中国の売上高は、前年同四半期連結累計期間比24.0%増(現地通貨ベースでは22.5%増)と順調に伸ばいたしました。また、イースト・アジア医薬品事業の連結売上高に対する構成比は前年同四半期連結累計期間を4.5ポイント上回る63.6%となりました。

「アリセプト」の売上高は233億12百万円(同22.2%減)、「パリエット」の売上高は137億84百万円(同11.1%減)、「ヒュミラ」の売上高は68億6百万円(同24.7%増)、「ハラヴェン」の売上高は13億31百万円となりました。

日本医療用医薬品事業においては、薬価改定の影響と競合の激化により「アリセプト」の売上高が217億26百万円(同23.9%減)、「パリエット」の売上高が130億76百万円(同11.5%減)となりました。ファイザー社と共同販促を展開している疼痛治療剤(末梢性神経障害性疼痛・線維筋痛症)「リリカ」の共同販促収入は31億0百万円(同46.7%増)であります。また、平成24年4月に不眠症治療薬「ルネスタ」を新発売いたしました。

< アメリカス医薬品事業 >

売上高は386億4百万円(前年同四半期連結累計期間比13.8%減、為替の影響を除いた前年同四半期連結累計期間比は12.1%減)、セグメント利益は81億24百万円(同20.7%減)となりました。

「アリセプト」の売上高は23億79百万円(同49.3%減)、「アシフェックス」の売上高は131億65百万円(同16.8%減)、「ハラヴェン」の売上高は31億9百万円(同24.5%増)であります。

< E M E A 医薬品事業 >

売上高は69億8百万円(前年同四半期連結累計期間比44.3%減、為替の影響を除いた前年同四半期連結累計期間比は37.3%減)、セグメント利益は4億28百万円(同59.6%減)となりました。

「アリセプト」の売上高は物質特許満了の影響を受け11億53百万円(同83.1%減)、「パリエット」の売上高は11億73百万円(同19.0%減)、「ハラヴェン」の売上高は10億45百万円(同958.2%増)であります。

< インド・パシフィック(Indo-Pacific)医薬品事業 >

売上高は16億43百万円(前年同四半期連結累計期間比4.3%減、為替の影響を除いた前年同四半期連結累計期間比は2.2%増)、セグメント利益は3億55百万円(同7.9%減)となりました。

「アリセプト」の売上高は4億12百万円(同18.0%減)、「パリエット」の売上高は4億2百万円(同4.9%減)、「ハラヴェン」の売上高は25百万円(同620.5%増)であります。

< その他事業 >

売上高は63億23百万円(前年同四半期連結累計期間比33.9%減)、セグメント利益は28億66百万円(同33.2%減)となりました。

[資産等の状況]

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、9,771億73百万円(前連結会計年度末より274億86百万円減)となりました。増減の主な内容は固定資産の減価償却による減少、為替変動による海外子会社資産の円換算額の減少によるものであります。

負債合計は、5,776億67百万円(同35億64百万円減)となりました。

純資産合計は、3,995億5百万円(同239億22百万円減)となり、自己資本比率は40.2%(同1.3ポイント減)となりました。また、負債比率(Net DER)は、0.39倍(同0.02ポイント増)となりました。

なお、当連結グループは経営資源の最適化を考慮し、グループ全体での投資等の意思決定を行っているため、資産および負債等についてはセグメントに配分しておりません。

*負債比率(Net DER)の算式

(有利子負債(借入金+社債)-現預金-有価証券)÷自己資本

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動から得たキャッシュ・フローは、282億58百万円(前年同四半期連結累計期間より204億51百万円増)となりました。税金等調整前四半期純利益は176億93百万円、減価償却費は102億7百万円、法人税等の支払額は75億24百万円であります。前年同四半期連結累計期間差の主な要因は、法人税等の支払額の減少154億78百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、72億7百万円の収入(同210億10百万円減)となりました。過年度子会社株式売却代金の回収による収入は、61億76百万円であります。前年同四半期連結累計期間差の主な要因は、前第1四半期連結累計期間に社債償還の原資として3カ月超預金を取り崩したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、205億65百万円の支出(同425億60百万円減)となりました。配当金の支払額は227億98百万円であります。前年同四半期連結累計期間差の主な要因は、前第1四半期連結累計期間の社債償還400億円によるものであります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,233億16百万円(前連結会計年度末より107億48百万円増)となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、前事業年度の有価証券報告書提出日からの重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(以下、本対応方針)として定めております。

本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。その後、平成23年8月に有効期間と一部記載事項の変更を行うものの、内容としては継続することが当社取締役会で決議されております。本対応方針については、毎年、定時株主総会後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成24年度は、6月21日に開催された第100回定時株主総会終了後に、新任2名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長：鈴木修)を開催し、本対応方針が以下の仕組みを有しており、本文中の一部記載形式の変更は行うものの、内容としては現行で継続することを当社取締役会に提案する旨、決議いたしました。

経営陣の恣意性が排除されている。

本対応方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。

取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、平成24年8月1日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が審議され、承認されております。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針](平成18年2月28日公表、平成24年8月1日改正)

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならない。また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様の価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることとなります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様にも事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求される所です。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要であるかどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等⁽¹⁾について、保有者⁽²⁾の株券等保有割合⁽³⁾が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等⁽⁴⁾について、公開買付け⁽⁵⁾に係る株券等⁽⁶⁾の株券等所有割合⁽⁷⁾及びその特別関係者⁽⁸⁾の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け

(1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2. に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役社長に対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役社長からの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役社長が提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役社長の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様当社代表執行役社長が提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3 . 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3 . 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。
但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。
- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4 . 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等をすることはありません。
但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします。
- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要な範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)
上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様へ代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3 . 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等をすることはありません。

5) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2 . の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実(その期間と理由を含む)
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に取締役会が必要と認める事項

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役会に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1.の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3.の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4.の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5.の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2.及び6.の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2016年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

(1) 割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等⁽⁹⁾の保有者⁽¹⁰⁾で、当該株券等に係る株券等保有割合⁽¹¹⁾が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け⁽¹²⁾によって当社が発行者である株券等⁽¹³⁾の買付け等⁽¹⁴⁾を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有⁽¹⁵⁾に係る株券等所有割合⁽¹⁶⁾及びその者の特別関係者⁽¹⁷⁾の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、その共同保有者⁽¹⁸⁾(上記(i)に定めるとき)、その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、上記ないし記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、実質的に、上記の ないし 記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記 ないし を総称して「特定大量保有者等」といいます。))は、本新株予約権を行使することができません。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。))又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。))

(イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。))以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。))

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。))

(9) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(10) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(11) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

(12) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(13) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(14) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。

(15) これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。

(16) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(17) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(18) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義されるものをいい、同条第6項に基づき共同保有者と見なされる者を含みます。

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議に

において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6.7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様にご損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなりません。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することとなります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3.3)(1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3) 発行に伴って株主の皆様が必要となる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

8. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

(別紙1)

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役社長が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役社長が提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

(別紙2)

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでにを行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費総額は、283億63百万円(前年同四半期連結累計期間比15.9%減)、売上高比率19.3%(前年同四半期連結累計期間より0.9ポイント減)であります。

なお、当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

[開発品の状況]

抗がん剤「ハラヴェン」(一般名：エリ布林メシル酸塩)は、乳がんに係る効能・効果で、米国、シンガポール、欧州(EU)、日本、スイス、カナダなどで順次承認を取得し、平成24年6月現在で承認取得国は37カ国となりました。また、肉腫を対象として、米国、欧州、アジアにおいてフェーズ試験が、日本においてフェーズ試験が進行中であり、非小細胞肺癌を対象としたフェーズ試験が米国、欧州、日本、アジアにおいて進行中であります。乳がん化学療法のカンセクションをめぐった欧米でのフェーズ試験については、詳細な追加解析を行っております。

A M P A 受容体拮抗剤「Fycompa」(一般名：ペランパネル)は、平成24年7月、欧州委員会(European Commission：EC)より12歳以上の部分てんかん併用療法の適応で、新薬承認を取得いたしました。また、米国、スイス、カナダにおいても同適応症で承認申請中であり、日本、アジアではフェーズ試験が進行中であります。また、全般てんかんの併用療法については、欧州、米国、日本、アジアでフェーズ試験が進行中であります。

平成24年4月、日本で、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」(一般名：アダリムマブ)について、「尋常性乾癬及び関節症性乾癬」適応の承認条件となっていた使用成績調査(全例調査)に関し、厚生労働省から解除通達を受領いたしました。

平成24年5月、日本で、医薬品製造・販売子会社であるサンノーバ株式会社は、ビタミンK₂シロップ剤「ケイツーシロップ0.2%」(一般名：メナテトレノン)について、新生児・乳児ビタミンK欠乏性出血症に対する予防の効能・効果および用法・用量の追加承認を取得いたしました。

平成24年6月、欧州で、抗てんかん剤「ゾネグラン」(一般名：ゾニサミド)について、新規に診断されたてんかん患者様の部分発作(二次性全般化発作を含む)に対する単剤療法の追加適応の承認を欧州医薬品庁(European Medicines Agency：EMA)より取得いたしました。また、ロシアで、「ゾネグラン」の成人部分てんかん発作の併用療法に関する販売承認を取得いたしました。

平成24年6月、日本で、抗リウマチ薬「ケアラム錠」(一般名：イグラチモド、開発品コード：T-614)について、関節リウマチの効能・効果で製造販売承認を取得いたしました。

平成24年5月、日本で、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」(一般名：ラベプラゾールナトリウム)を含む、2種類のヘリコバクター・ピロリ除菌用3剤組み合わせ製剤(バック製剤)(「パリエット」とアモキシシリン水和物に加え、クラリスロマイシンを含む一次除菌用バック製剤、およびメトロニダゾールを含む二次除菌用バック製剤)を申請いたしました。

平成24年6月、欧州で、抗てんかん剤「ゾネグラン」について、6歳以上の小児の部分てんかんにおける併用療法の適応追加の承認申請が受理されました。

抗がん剤「MORA b - 004」(モノクローナル抗体)について、欧米で、肉腫を対象としたフェーズ試験を開始いたしました。

抗がん剤「E7016」(ポリADPリボースポリメラーゼ阻害剤)について、米国で、メラノーマを対象としたフェーズ試験を開始いたしました。

血管塞栓用ビーズ「ディーシービーズ」(開発品コード：E7040)について、日本で、多血性腫瘍を対象としたフェーズ試験を開始いたしました。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、当連結グループの従業員数に著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、欧州での「アリセプト」物質特許満了によりEME A医薬品事業における生産および販売実績が著しく減少いたしました。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動および前連結会計年度末に計画しておりました設備の新設等について著しい変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949		

(注) 提出日現在発行数には、平成24年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日 ~ 平成24年6月30日	-	296,566	-	44,985	-	55,222

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,587,300	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,501,100	2,845,011	同上
単元未満株式	普通株式 478,549	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	296,566,949	-	-
総株主の議決権	-	2,845,011	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)および50株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式18株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	11,587,300	-	11,587,300	3.91
計	-	11,587,300	-	11,587,300	3.91

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)および第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	104,444	99,058
受取手形及び売掛金	197,166	187,604
有価証券	83,737	92,619
商品及び製品	43,108	45,087
仕掛品	18,283	17,770
原材料及び貯蔵品	13,804	14,067
繰延税金資産	42,479	41,884
その他	22,974	19,403
貸倒引当金	163	101
流動資産合計	525,835	517,394
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	85,580	82,708
その他(純額)	57,998	55,294
有形固定資産合計	143,578	138,003
無形固定資産		
のれん	119,054	112,982
販売権	65,338	63,962
技術資産	40,492	38,938
その他	13,755	12,751
無形固定資産合計	238,640	228,634
投資その他の資産		
投資有価証券	39,079	38,569
繰延税金資産	45,101	42,469
その他	12,586	12,272
貸倒引当金	163	169
投資その他の資産合計	96,605	93,141
固定資産合計	478,824	459,778
資産合計	1,004,660	977,173

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,205	24,096
短期借入金	6,000	8,500
1年内返済予定の長期借入金	40,000	55,862
1年内償還予定の社債	-	49,998
未払金	41,540	54,424
未払費用	56,021	49,669
未払法人税等	11,289	12,452
売上割戻引当金	16,473	16,414
その他の引当金	681	705
その他	9,718	7,357
流動負債合計	207,932	279,480
固定負債		
社債	79,994	29,997
長期借入金	219,314	201,724
繰延税金負債	23,019	19,027
退職給付引当金	31,385	23,694
役員退職慰労引当金	600	594
その他	18,986	23,149
固定負債合計	373,300	298,187
負債合計	581,232	577,667
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金	56,898	56,898
利益剰余金	464,176	453,250
自己株式	39,422	39,426
株主資本合計	526,638	515,707
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,241	1,277
繰延ヘッジ損益	1,054	1,104
為替換算調整勘定	110,032	122,947
その他の包括利益累計額合計	109,844	122,774
新株予約権	990	1,015
少数株主持分	5,643	5,556
純資産合計	423,427	399,505
負債純資産合計	1,004,660	977,173

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	167,292	146,908
売上原価	42,961	43,195
売上総利益	124,330	103,712
返品調整引当金繰入額	40	-
返品調整引当金戻入額	-	10
差引売上総利益	124,290	103,723
販売費及び一般管理費	102,074	84,578
営業利益	22,215	19,145
営業外収益		
受取利息	206	244
受取配当金	529	391
為替差益	22	-
その他	69	102
営業外収益合計	828	737
営業外費用		
支払利息	1,820	1,713
為替差損	-	132
その他	64	97
営業外費用合計	1,884	1,943
経常利益	21,158	17,939
特別利益		
固定資産売却益	1	59
その他	-	4
特別利益合計	1	64
特別損失		
固定資産処分損	28	26
投資有価証券評価損	-	282
その他	3	-
特別損失合計	32	309
税金等調整前四半期純利益	21,127	17,693
法人税、住民税及び事業税	6,487	6,266
法人税等調整額	1,034	544
法人税等合計	7,522	5,722
少数株主損益調整前四半期純利益	13,605	11,971
少数株主利益	100	99
四半期純利益	13,505	11,872

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	13,605	11,971
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	589	32
繰延ヘッジ損益	141	50
為替換算調整勘定	8,135	13,072
その他の包括利益合計	8,865	13,091
四半期包括利益	4,739	1,120
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,753	1,058
少数株主に係る四半期包括利益	13	62

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	21,127	17,693
減価償却費	10,529	10,207
のれん償却額	1,851	1,890
その他の損益(は益)	1,118	1,269
売上債権の増減額(は増加)	1,048	7,516
たな卸資産の増減額(は増加)	619	3,317
仕入債務の増減額(は減少)	1,777	1,868
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,703	5,802
売上割戻引当金の増減額(は減少)	5,190	523
その他	4,895	3,125
小計	31,737	36,591
利息及び配当金の受取額	746	614
利息の支払額	1,673	1,423
法人税等の支払額	23,002	7,524
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,807	28,258
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,095	3,020
無形固定資産の取得による支出	538	3,243
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	1,524	1,123
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	2,355	1,379
過年度子会社株式売却代金の回収による収入	-	6,176
3カ月超預金の純増減額(は増加)	30,845	6,792
その他	176	245
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,217	7,207
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	2,500
社債の償還による支出	40,000	-
配当金の支払額	22,796	22,798
その他	329	266
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,125	20,565
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,821	4,151
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	28,922	10,748
現金及び現金同等物の期首残高	102,800	112,567
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 73,878	1 123,316

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

1 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

2 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

【会計方針の変更】

該当事項はありません。

【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの】

該当事項はありません。

【追加情報】

1 連結納税制度の適用

当社および一部の国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
現金及び預金勘定	68,881百万円	99,058百万円
有価証券勘定	52,237	92,619
小計	121,119	191,677
預入期間が3カ月を超える定期預金等 取得日から償還日までの期間が3カ月を超 える債券等	44,102 3,138	66,286 2,075
現金及び現金同等物	73,878	123,316

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	22,796	80.00	平成23年3月31日	平成23年5月24日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	22,798	80.00	平成24年3月31日	平成24年5月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益(又は損失)の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(注1)					その他 (注2)	合計
	医薬品事業						
	イースト・ アジア	アメリカス	EMEA	インド・ パシフィック	計		
外部顧客への売上高	98,840	44,764	12,409	1,716	157,730	9,562	167,292
セグメント利益	42,150	10,243	1,059	386	53,839	4,294	58,133

(注) 1 各報告セグメントに属する主な国または地域は次のとおりであります。

イースト・アジア: 日本、中国、韓国、台湾、香港

アメリカス: 北米、中南米

EMEA (Europe/Middle East/Africa): 欧州、中東、アフリカ

インド・パシフィック (Indo-Pacific): 南アジア、アセアン、オセアニア

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料・製薬用機械などに係る事業を含んでおります。

2 報告セグメントの利益(又は損失)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメントの利益計	53,839
「その他」の区分の利益	4,294
研究開発費(注1)	33,721
親会社の本社管理費等(注2)	2,196
四半期連結損益計算書の営業利益	22,215

(注) 1 当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

2 親会社の本社管理費等は、当連結グループ全体の運営に係る費用であるため、セグメントに配分しておりません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益(又は損失)の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(注1)					その他 (注2)	合計
	医薬品事業						
	イースト・アジア	アメリカス	EMEA	インド・パシフィック	計		
外部顧客への売上高	93,427	38,604	6,908	1,643	140,584	6,323	146,908
セグメント利益	38,130	8,124	428	355	47,038	2,866	49,905

(注) 1 各報告セグメントに属する主な国または地域は次のとおりであります。

イースト・アジア: 日本、中国、韓国、台湾、香港

アメリカス: 北米、中南米

EMEA (Europe/Middle East/Africa): 欧州、中東、アフリカ

インド・パシフィック (Indo-Pacific): 南アジア、アセアン、オセアニア

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料などに係る事業を含んでおります。

2 報告セグメントの利益(又は損失)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメントの利益計	47,038
「その他」の区分の利益	2,866
研究開発費(注1)	28,363
親会社の本社管理費等(注2)	2,396
四半期連結損益計算書の営業利益	19,145

(注) 1 当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

2 親会社の本社管理費等は、当連結グループ全体の運営に係る費用であるため、セグメントに配分しておりません。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結グループのセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。

当連結グループは、従来、医薬品事業をイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョン体制としておりましたが、カナダ、メキシコ、ブラジルをはじめとする新市場に対するマネジメントを各リージョンから直接行うことを目的に、当第1四半期連結会計期間より4リージョンの担当地域を再編いたしました。新たな4リージョン体制は、イースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、アメリカス(北米、中南米)、EMEA(欧州、中東、アフリカ)、インド・パシフィック(Indo-Pacific: 南アジア、アセアン、オセアニア)であります。この再編に合わせて報告セグメントの区分方法を変更し、前年同四半期連結累計期間のセグメント情報に反映しております。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定にもとづき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定にもとづき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定にもとづき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	47円39銭	41円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	13,505	11,872
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	13,505	11,872
普通株式の期中平均株式数 (千株)	284,960	284,980
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	47円39銭	41円65銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	11	34
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	以下の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数1,938千株)。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年6月27日決議分 ・平成16年6月24日決議分 ・平成17年6月24日決議分 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 ・平成20年6月20日決議分 ・平成21年6月19日決議分 ・平成22年6月18日決議分 	以下の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数1,634千株)。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年6月24日決議分 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 ・平成20年6月20日決議分 ・平成21年6月19日決議分 ・平成23年6月21日決議分

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年5月15日開催の当社取締役会において、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり第100期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)の期末配当を行う旨を決議いたしました。

1 配当財産の種類および帳簿価額の総額	
金銭による剰余金の配当	22,798百万円
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項	
当社普通株式1株当たり期末配当額	80.00円
3 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成24年5月24日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

エーザイ株式会社
代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下江 修行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東川 裕樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。